

農業振興課車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求める
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)11月29日

提出者 町田市長 石阪丈一

町專第32号

専決処分書

農業振興課車両による交通事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年(2012年)11月13日

町田市長 石阪丈一

損害賠償の額の決定について

農業振興課車両による交通事故に係る損害賠償額を下記のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2010年1月20日
- 2 事故発生場所 町田市小山町3248番地
- 3 事故の概要 農業振興課車両が信号待ちで停車中の車列に追突し、玉突き事故となり、運転者に後遺障害を伴う傷害を負わせたもの
- 4 事故の種別 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 損害調査認定額 4,537,009円
既払額 2,537,009円
今回支払額 2,000,000円